

「経済財政改革の基本方針2007」に盛り込まれた 少子化対策の推進(重点戦略の策定)の基本的な考え方

働き方の改革による ワーク・ライフ・バラ ンスの推進

- 今後の人口減少社会における子育て世代の就業促進等による労働力確保と、結婚や出産に関する国民の希望の実現による出生率回復の要請
- これらを同時に満たすため、「憲章」及び「行動指針」を策定し、社会全体で、ワーク・ライフ・バランスを推進

包括的な次世代 育成支援の制度的 な枠組みの構築

- 3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充、地域の子育て支援サービスの面的整備を進めるなど、多様な働き方・ライフスタイルに対応
- 育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な制度的枠組みを構築
- 児童虐待や障害など困難な状況にある子どもや家族に対する支援を強化

施策の有効性の 点検・評価

- 利用者の視点に立って施策の有効性を点検評価するための手法を開発
- 数値目標の見直しを含む「子ども・子育て応援プラン」の改定等を進め、効果的かつ計画的に施策を遂行

少子化対策の 財源の検討

- 有効な少子化対策の実施のためには、一定規模の効果的な財政投入の検討も必要、税制改革や社会保障制度改革の中で総合的に検討を進める必要
- 次世代の負担によって費用を賄うことのないよう、現時点で手当
- 個別施策の実効性や現物給付・現金給付のバランスに配慮しつつ、実効ある持続可能な家族政策のための財源規模や負担の在り方について、税制改革の議論と並行して国民的議論